

都筑小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年 3月 3日(月)

改定日 令和 3年 3月22日(月)

改定日 令和 4年 5月19日(木)

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
(いじめ防止対策推進法第2条より抜粋)

2 いじめ防止等に向けての基本理念

(1) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもが温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(2) 学校いじめ防止基本方針

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速にかつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

また、いじめはどの子どもにも起こりうると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決していく。

○いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識のもと、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識していながら放置することがないように複数の職員が児童に関わり助言していく。

○いじめが、いじめられた児童にとって心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように指導していく。

○いじめる児童に対しては、絶対に許されないとの毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

○いじめられている児童に対しては、その立場に立ち、寄り添い守り通す。

○あらゆる教育活動を通して、自己有用感や他者との違いを認められる温かい心を育て、いじめを防止することにより、「誰もが安心して、豊かに生活できる学校」の実現を目指す。

○学校が中心となって、「いじめを見逃さない」「いじめ・暴力は、決して行ってはいけないこと」という意識を啓発し、家庭や地域と連携して児童を育てていく。

第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

1 「学校いじめ防止対策委員会」の構成

学校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・養護教諭・各学年児童指導担当者（特別支援コーディネーター・人権指導担当・個別支援担当を含む）・当該児童担任とする。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家の参加を求める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の役割

- 学校いじめ防止対策委員会を常設（基本的に月1回）し、開催する。
また、いじめの疑いがあった段階で、臨時に学校いじめ防止対策委員会を開催する。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて情報の収集、発信、記録、対応を計画実行する。
- いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応をする。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

第3章 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

1 いじめ未然防止への取組

- 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認めあえる人間関係、学校風土をつくるため、豊かな心の育成を目指した道徳教育を推進する。
- 人権教育年間計画に沿った子どもの社会的スキル横浜プログラムを積極的に実施する。
- ユニバーサルデザインを取り入れ、学習環境を整えるとともに、誰もがわかりやすい授業を目指す。
- OT、少人数指導の工夫、一部教科担任制を実施し、複数の目で児童を見守る体制をつくる。
- 児童会活動による「全校あいさつ運動」、異学年交流「にこにじ活動」を通して、望ましい人間関係を構築し、自己有用感を高められる活動を推進する。
- 子ども一人ひとりが健やかな体を育む教育を推進する。
- 「都筑英語村」など、外国語活動を核として、児童のコミュニケーション能力の育成に努める。
- 「都筑スタンダード」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。
- 携帯電話・スマートフォン・インターネットの正しい使い方等、情報モラル教育を推進することによって、児童・保護者の意識向上に努める。

2 いじめの早期発見

- いじめは遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを全職員が認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもち、早い段階から的確に関わるようにする。
- 毎月の職員会議で各学年の児童について共通理解を図り、実態を把握して適切に関わる。
- 定期的なアンケート（いじめアンケート、YP アセスメント）の実施や教育相談等を活用して、児童や保護者の「声」を聞き、必要に応じて児童の面談等を実施する。

3 いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった場合やいじめに関わる相談を受けた場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、組織的な対応をする。また、教職員がいじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
 - ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録をとる。
 - ・被害児童、保護者の意思を尊重した上で、関係者に事実確認を行う。

- ・被害児童及び保護者への心に寄り添った支援、加害児童及び保護者への継続的な指導・支援を行う。
- ・保護者の協力、関係機関（警察署、市教委、SSW、区役所、スクールカウンセラー等）と連携して、対応する。

4 いじめの解消について

○いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることがないように、関係児童・保護者に継続的に状況確認を行う。また、「学校いじめ防止対策委員会」は、担任や学年職員と連携して、いじめが「解消している」状態を確認する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

5 研修の実施

○いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修、いじめ防止研修を実施する。

6 学校、家庭、地域の連携事業の活用

○学校運営協議会や学校説明会等を通して、学校いじめ防止基本方針や学校、児童の現状について説明していくとともに、広く地域の方から意見をいただく機会をもつ。

○PTA・おやじの会との協力、地域・町内会行事への積極的な参加により連携を深め、いじめの早期発見や事案対応に取り組む。

7 年間計画

月	内 容	地域・家庭・関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の確認 ・学級開き研修 ・学級の約束作り(いじめを生まない・許さない風土づくり) ・児童指導・特別支援委員会(新年度児童の情報収集、実態把握) ・子ども特別支援委員会 ・いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握) ・事例検討 ・研修計画(いじめ防止、児童理解) ・いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観(1年) ・教育相談(全家庭) ・学校説明会 ・小中一貫教育打合せ
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・YP アセスメントの研修 ・特別の教科 道徳授業(いじめの定義) ・YP アセスメント ・情報モラル教育の実施 ・いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・土曜参観
7	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメントをもとにした児童理解研修 ・いじめ防止に関する研修 ・いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(希望家庭)

9	・児童指導・特別支援委員会(夏季休業明け児童の情報収集、実態把握) ・いじめ防止対策委員会	
10	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・傾聴訓練 ・いじめ防止対策委員会	・学校運営協議会
11	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・いじめ解決一斉キャンペーン ・アンケートをもとにした児童理解のための個人面談 ・教職員へのいじめアンケート ・いじめ防止対策委員会	
12	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・人権週間(標語作り、特別の教科 道徳授業「自分らしさ」) ・学校評価アンケートをもとにした児童理解 ・いじめ防止対策委員会	・教育相談(全家庭) ・学校警察連絡協議会
1	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・いじめ防止に関する研修 ・いじめ防止対策委員会	
2	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・いじめ防止基本方針の点検、見直し ・いじめ防止対策委員会	・授業参観・懇談会 ・学校説明会 ・学校運営協議会
3	・児童指導・特別支援委員会(各学年児童の実態把握、事例検討) ・学級編制等、次年度に向けた引継ぎ準備 ・いじめ防止対策委員会	
* 通年* 教育相談 いじめ防止対策委員会の開催 関係機関との連携		

第4章 重大事態への対処

○いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命、身体財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報するとともに、教育委員会に報告する。

○「いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対処するとともに、再発防止に視点を当てた「調査」を実施する。

○調査結果は教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童や保護者に対して明らかになった事実関係を報告する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取組の見直しを行う。必要な場合は、学校いじめ防止基本方針を改訂し、改めて公表する。